

新平塩橋整備促進期成同盟会規約

(名称)

第1条 この会は、新平塩橋整備促進期成同盟会（以下「同盟会」という。）と称する。

(目的)

第2条 この会は、「(仮) 新平塩橋」の建設整備についての早期実現することを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 関係行政庁に対する実現化の要望、陳情活動。
- (2) 関係地区並びに関係者の協力要請と啓発活動。
- (3) その他事業遂行に必要な事項。

(組織)

第4条 同盟会は、次のものを持って組織する。

- (1) 寒河江市、朝日町、大江町の長及び議会の長、各商工会の会長、寒河江中央工業団地振興協会会長、寒河江チェリークア・パーク民活エリア開発推進連絡会会長、柴橋地区区長会会長、平塩区区長並びに同盟会の目的に賛同した者をもって会員とする。
- (2) 同盟会に顧問を置くことができる。

(役員)

第5条 同盟会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 会長は、会員の中から互選とし、副会長及び監事は会長が指名し、総会において選任する。

(職務)

第6条 会長は同盟会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。
- 3 監事は、同盟会の会計を監査する。

(会議)

第7条 同盟会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 同盟会の会議は、会員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 同盟会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決する。
- 4 前3項にかかわらず、会長が認める場合、会員を招集せず、書面による会議とすることができる。
- 5 前項の場合、書面による会議の議事は、会員の過半数をもって決する。
- 6 会長が必要と認める場合は、会員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(幹事会)

第9条 同盟会の円滑な事業推進と事務処理を図るため、幹事を置く。

- 2 幹事は、会長が関係市町の職員の内から指名するとともに幹事長1名を指名する。

3 幹事会は、幹事長が招集する。

(事務局)

第10条 同盟会の事務局を寒河江市建設管理課に置く。

(会計)

第11条 同盟会の経費は、負担金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

2 この会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(規約の改正)

第12条 本規約を改正する必要があるときは、同盟会に諮ってこれを行うものとする。

(補則)

第13条 本規約に定めるもののほか、同盟会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成27年10月15日から施行する。

(設立時の会計年度)

同盟会の会計は、平成28年4月1日から始める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成30年7月13日から施行する。